

## 農業課・農業委員会事務局の現場事務所のあり方について

### 1 平成 25 年度決算認定に関わる事務事業に対する議会の提言内容

事務事業名：農業課合同事務所事業

提言の方向性：「廃止」

- ・一民間事業者と同じ場所に設置された合同事務所については、メリット・デメリットが明確でない。この状況で毎年 500 万円超の経費負担は疑問である。
- ・一般質問においても、市民の声として何回も取り上げられたように、市民サービスを重点に考えたときに、行政は同じ場所に対応することが望ましい。
- ・今後、JAみなみ信州の事務所建替の情報もあり、市役所庁舎のスペース等検討し、将来へ向けて廃止を検討されたい。

### 2 これまでの現場事務所の検証

#### 【ワンストップ】

- ・事務所がJA内にあることで農業者が立ち寄りやすい環境となっており、本庁と比べ農業者の声を聴く機会が格段に増えている。農業者からは、農業課、農業委員会、JAの用事が一度に済むことや、長靴のまま気軽に立ち寄ることができるとの意見をいただいている。
- ・また、農地相談や就農相談に対して、農業委員会やJAと連携し専門性を活かして一緒に対応することができている。
- ・農地転用を伴う農振除外等の相談は農業課と農業委員会事務局が連携して対応することができるが、農振除外や農地転用申請を行う事業者にとっては法務局や市役所と近接した位置となっていない点は、市民サービスの面でご不便をかけている。

#### 【人材育成】

- ・農業情勢に精通し、専門知識や技術を持っているJA職員と緊密な連携が図られ、農業行政を担当する市職員のレベルアップにつながり、施策の展開が図られている。

#### 【事業成果】

- ・近くにいることで農業情勢や課題を共有し、政策議論できる場となっている。職員間のコミュニケーションが図られるなかで南信州牛ブランド推進等の事業展開につながり、関係機関と連携しながら事業を発展させることができた。

[その他 市田柿のブランド推進の取組など]

- ・農地流動化対策における農地中間管理事業では、農地の出し手・受け手の相談や受付を農業課、農業委員会が行い、農地利用集積円滑化団体であるJAが書類作成する役割で推進体制を整備し、農地に関する相談内容の情報共有を図り平成 27 年度から担い手への集積がスタートした。
- ・市とJAの地区担当事務局で地域の農業振興の必要性を共有する中で、農業振興センターが活動を支援し、地区農業振興会議を中心に遊休農地対策や特産品づくり等による地域づくり、地域農業の将来ビジョンとなる「人・農地プラン」の策定・見直しに継続して取り組むことができた。

### 3 現場事務所検討の考え方

これまでの現場事務所の検証を踏まえ、飯田市農業の現状や課題を踏まえた今後の農業振興の考え方、これからの農業振興の推進体制とあわせて、現場事務所のあり方についてゼロベースで検討してきた。

### 4 今後の農業振興の考え方

#### (1) 飯田市農業の現状分析

<b>特徴</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・多品目の農畜産物が生産される産地</li><li>・農協をはじめ多様な流通・販売ルートをも有する</li><li>・農業就業人口比率が高い</li></ul>	<b>課題</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・農業従事者の減少、高齢化</li><li>・荒廃農地の拡大</li><li>・農村活力の衰退</li></ul>
<b>取り巻く状況の変化</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・高速交通網の整備(リニア中央新幹線、三遠南信自動車道)</li><li>・国「食料・農業・農村基本計画」の策定 ⇒「産業としての農業」と「多面的機能発揮する農業・農村政策」を車の両輪</li></ul>	

#### (2) めざす姿及び農業振興の方向性

【めざす姿】 『農業者が輝き、地域が考え実践する特色ある地域農業の実現』

【方向性】 ◆地域経済を支える農業 ◆農業を活かした地域づくり

#### (3) 重点的な取組

##### ①「地域経済を支える農業」

認定農業者等の担い手の育成、新規就農者の確保と育成、担い手への農地の集積  
地域と連携した新規就農者の受入体制整備  
6次産業化や農畜産物の高付加価値化の推進、多様な販売ルートの確保  
プロモーション活動によるブランド化の推進  
消費者ニーズを捉えた新品種導入、GAPの取組による安全安心な農産物の生産推進  
IoT、AIを活用した省力化技術導入の研究

##### ②「農業を活かした地域づくり」

地区農業振興会議の活動支援、集落営農活動の支援  
農業者と地域住民による美しい景観の保持  
食文化や伝統野菜の伝承等の地域資源活用、食育活動、交流事業やグリーンツーリズム  
「田舎に環ろう戦略」と連携した移住・定住の促進  
家庭菜園や趣味の農業など多様な農業形態による農地活用 市民農園、レクリエーション農園

※農業振興は地域づくりと密接に関係しており、「地域経済を支える農業」と「農業を活かした地域づくり」の取組は重なりあう部分が大いため、二つの取組を一体的に展開していく必要がある。

## 5 めざす姿の実現に向けた農業振興の推進体制・・・別紙1、2

### (1) 農業振興センターを軸とした協働体制の再構築

- ・今後の農業振興の「めざす姿」の実現に向けては、農業者の努力だけで、また、行政や生産団体だけで解決できるものでないことから、多様な主体が課題や施策展開にあわせて柔軟にチームを組んで事業推進するため、農業振興センターを構成する関係機関の協働体制を再構築する。
- ・農業振興センターの一翼を担う農業課・農業委員会事務局は、農業振興センターと一体となって配置するが、これまで以上に、多様な主体と農業振興の「めざす姿」を共有し、スクラムを組み企画・立案し、実践する体制を強化するために、農業課・農業委員会事務局組織の再編を進める。

#### ① 農業振興センターが果たす役割

農業振興センターは、事業推進における関係機関とのコーディネーターとしての役割を担い、多様な主体との協働により重点的な取組を着実に推進するため、農業振興施策の企画・立案を行い、協働活動の進行管理と促進を行う。

#### ② 農業振興センターの設置場所

農業振興センターは、農業者や生産団体などの多様な主体と連携して農業振興を推進する役割を担うため、関係者が集まって協働しやすい場所として、また、農業者が立ち寄りやすく現場の声を聞く機会が多いJA営農部に近い場所に設置することが望ましい。

#### ○農業振興センターをJA営農部に近接する考え方

- ・農業関係者の声を聴くには現場に出向き、現場に触れ、現場を捉えることが必要であるが、JAに来所した際に気軽に立ち寄りやすい環境を維持することで意見聴取の場となる。
- ・農業情勢に精通し専門知識や技術を持っているJA職員と緊密な連携が図られ、農業行政を担当する市職員が現場の状況を把握して施策展開に活かすことができる。
- ・営農・農地・就農等に関する相談に対して、行政、JAの専門性を活かして「農業者の相談・支援が総合的にできる場所」である。
- ・多種多品目の農畜産物が生産できる特徴を活かした農業振興を推進していく上では、畜産、野菜・花卉、果樹、菌茸等の品目を総合的に取り扱うJAとの連携が不可欠である。
- ・多様な主体との協働による事業推進において、農業振興センターの共同事務局職員を配置する市とJAが中心的な役割を担う必要があり、事業推進における進行管理、関係機関とのコーディネーターとしての役割を發揮していくためには、日常的に連絡調整が可能なJA営農部に近接していることが望ましい。

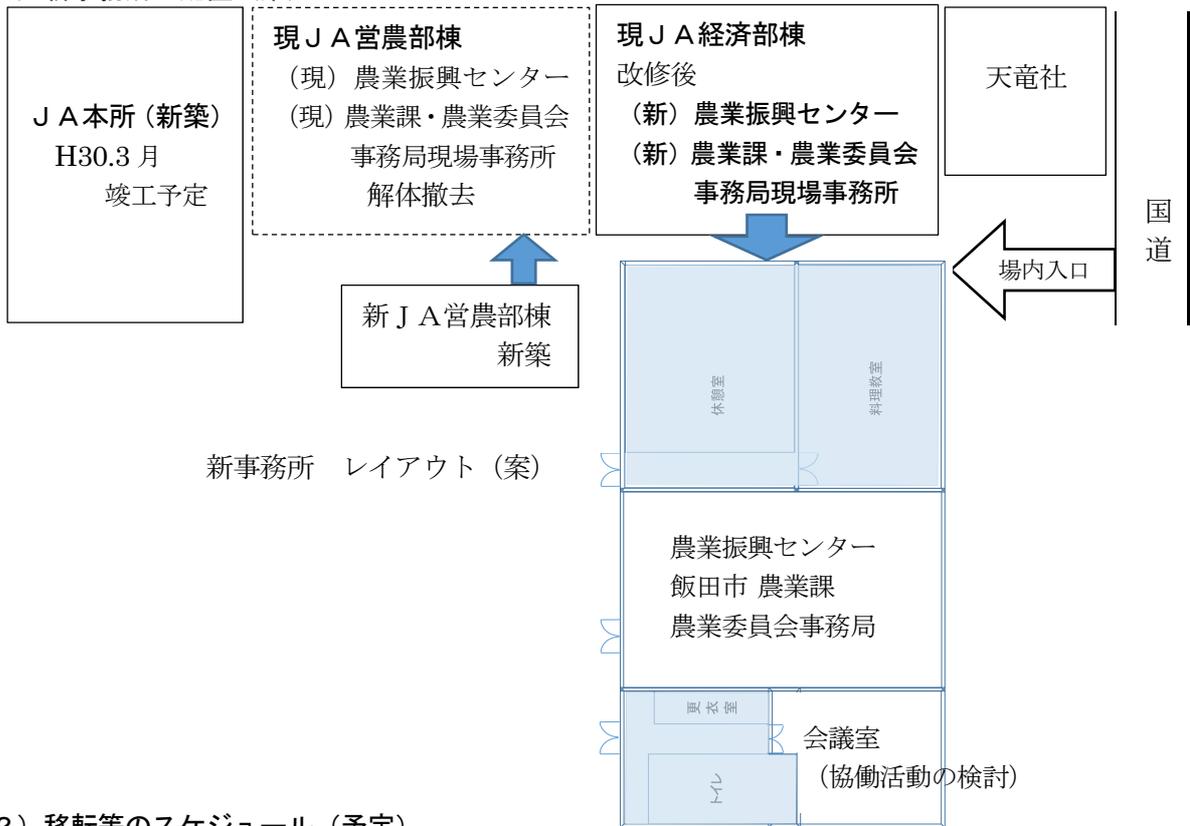
### (2) 地区農業振興会議の組織体制の強化

めざす姿の実現に向けては、農業に関わる関係機関の連携に加え、地域を巻き込んだ一体的な取組が必要となる。農業委員会法の改正により、担い手への農地集積、新規参入といった「農地利用の最適化」の業務が農業委員・農地利用最適化推進委員の業務として位置づけられたことを踏まえ、市では両委員に農業振興委員を委嘱した。

農業振興委員に地区農業振興会議の会長を担ってもらうことで組織体制と取組を強化して、特色をいかした地域農業を推進する。

6 農業振興センター及び、農業課・農業委員会事務局の現場事務所のあり方について

(1) 新事務所の配置 (案)



(2) 移転等のスケジュール (予定)

	平成29年度				平成30年度			
	8~9月	10~11月	12~1月	2~3月	4~5月	6~7月	8~9月	10~11月
JA営農部棟			営農部棟からの引越は3月中	引越	現事務所解体 新営農部棟建設	引越	営農部 新事務所	
JA経済部棟				市	引越	営農部仮事務所	引越	改修
市仮事務所					引越	飯田市仮事務所 (産業センター(EMCセンター))	引越	市 事務所 現場

- ・ J A本所建設に伴う周辺整備において、現在の事務所建物（営農部棟）が取壊しとなり、その後新営農部棟を建設し経済部棟の改修となるため、一時的な事務所移転が必要となる。
- ・ 現事務所の解体から新事務所改修完了までの仮事務所は、南信州・飯田産業センター（EMCセンター）を予定している。

(3) 現場事務所経費の比較

	現事務所 (千円)		新事務所 (千円)	
施設使用料	2,520	210,000円*12月(175㎡)	2,851	220,000円*12月*1.08(177㎡)
共益費	189	15,750円*12月	195	15,000円*12月*1.08
職員駐車場	540	3,000円*15台*12月	700	3,000円*18台*12月*1.08
合計	3,249		3,746	497千円増加

※職員駐車場代の半額は、通勤車両友の会（職員）が負担。

※農業振興センター・市公用車7台分の駐車場代金は免除。